平成28～30年度

大津終末処理場等運転管理業務委託

一 般 仕 様 書

大津市企業局下水道部水再生センター

目次

第1章　総則

（目的）

第 1 条　大津終末処理場等運転管理業務委託一般仕様書（以下「仕様書」という。）は、大津終末処理場、中継ポンプ場、吐室及び下水道管渠施設（以下「終末処理場等」という。）の包括的な運転管理業務にあたり、適正な運転による一定の性能の確保及び効率的、経済的かつ安定的な運転・維持管理を行うために必要な事項を定め、本市（以下「甲」という。）が提供する下水処理サービスの水準を確保することを目的とする。ただし、特に定める事項については、大津終末処理場等運転管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に明記する。

（業務の履行）

第 2 条　受託者（以下「乙」という。）は、終末処理場等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、特記仕様書等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2　業務の履行期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

3　業務時間は24時間終日とする。

（業務の範囲及び業務内容）

第 3 条　業務委託の範囲及び業務内容は、仕様書「第2章」に定めるとおりとする。

（要求水準達成要件）

第 4 条　乙は、特記仕様書第6条に定める内容において、同条に示す要求水準（以下「要求水準」という。）を常に満たさなければならない。ただし、自然災害及びその他重大事故（不時の停電、乙の瑕疵によらない施設・設備の損壊、異常な水質の流入）等が発生した場合は、その場合、甲と乙が協議し、改善措置を講じるものとする。

2　乙は、要求水準を満足していない場合（以下「要求水準未達」という。）は、速やかに甲に報告し、要求水準を満たすための措置をとらなければならない。

3　甲は、乙の立会いのもと、要求水準達成の確認検査をいつでも実施することができる。

（業務管理）

第 5 条　乙は、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の責任をもって、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2　乙は労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めなければならない。

3　乙は業務の履行にあたり、電気、薬品類、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な人員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。

4　乙は、業務の履行場所及びその付近で行われる甲に関連する委託又は工事がある場合には常に協

力して安全管理に支障がないように措置を講じなければならない。

5　乙は、終末処理場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、終末処理場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めなければならない。

6　乙は、業務履行計画に沿って各種機器の使用目的及び機能等を十分理解し、運転操作を適正に行わなければならない。

7　乙は、管理上必要な措置を講ずるために運転操作方法を変更するときは、甲と協議しなければならない。

8　乙は、業務の履行にあたり安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に報告し、追加措置について協議しなければならない。

9　乙は、大雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障(施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、処理水質の悪化及び機器異常等)を生じた場合に備え、連絡体制(緊急招集できる体制)を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しなければならない。

(総括責任者及び副総括責任者の選任、職務及び能力)

第 6 条　乙は、総括責任者及び副総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて甲に届け出なければならない。内容を変更したときも同様とする。

2　総括責任者は、現場の最高責任者として総括的な業務を行い、乙の従業員の指揮、監督及び教育を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めなければならない。

3　総括責任者は、契約書、仕様書、特記仕様書、完成図書その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、常に現場を巡視し、甲と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。

4　総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制を確保しなければならない。

5　総括責任者及び副総括責任者の資格等は次のとおりとする。

(1)　総括責任者

下水道法第22条第2項の有資格者で総括の職務にあたり管理能力がある者。

(2)　副総括責任者

前号の有資格者で総括責任者を補佐及び代行できる者。

(有資格者)

第 7 条　業務履行上で必要な有資格者については、特記仕様書に記載するとおりとする。

(電気主任技術者等の選任、職務及び義務)

第 8 条　甲は、電気事業法に基づく大津終末処理場の電気主任技術者を、大津終末処理場に常時

勤務する乙の従業員の中から乙の意見を求めて選任する。

2　乙は、電気事業法に基づく設備修繕業務で使用する可搬型発電設備の電気主任技術者を、従業員の中から選任する。

3　前項の電気主任技術者は、第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する従業員の中から電気主任技術代務者を指名するものとする。

4　乙は、設備修繕業務で使用する可搬型発電設備の保安規程を策定し、中部近畿産業保安監督部長に届け出なければならない。

5　甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。

6　自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

7　電気主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（エネルギー管理員の選任、職務及び義務）

第 9 条　甲は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき大津終末処理場にエネルギー管理員を選任する場合、大津終末処理場に常時勤務する乙の従業員の中から乙の意見を求めて選任し、エネルギーの使用の合理化を組織的に図るものとする。なお、甲は、その選任にあたり、エネルギー管理員のエネルギー管理士免状番号又はエネルギー管理講習修了番号、職名及び氏名を記載した選任書を発行するものとする。

2　大津終末処理場におけるエネルギー管理員は、大津終末処理場のエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーを消費する設備のエネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する。

3　エネルギー管理員は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第17条に定める報告書に係る書類の作成及びエネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第3項に定める報告に係る書類の作成をしなければならない。

4　エネルギー管理員は、その職務を自ら誠実に行うとともに、実施した業務の結果について甲に報告しなければならない。

5　甲は、エネルギー管理員本人が業務を実施したことを確認するとともに、エネルギー管理員から報告を受けた業務の結果について確認し、当該報告を保存しなければならない。

6　甲は、エネルギー管理員のその職務を行う大津終末処理場におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。

7　エネルギー管理員が選任された大津終末処理場の甲及び乙の従業員は、エネルギー管理員がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

（危険物取扱者の選任、職務及び義務）

第 10 条　甲は、消防法に基づく終末処理場等の危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）を、大津終末処理場に常時勤務する乙の従業員の中から乙の意見を求めて選任する。

2　終末処理場等において、危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取扱ってはならない。

3　危険物取扱者は、誠実にその職務を行わなければならない。

4　危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。

5　危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会をする場合、取扱作業に従事する者が貯蔵又は取扱の技術上の基準を遵守するように監督するとともに、必要に応じてこれらの者に指示を与えなければならない。

（従業員の不適格）

第 11 条　甲は、乙の従業員で業務の履行上著しく不適格と明らかに認められる者がいる場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができる。その場合、乙は、速やかに業務の支障の無いよう必要な措置をとらなければならない。

（業務記録等の整理）

第 12 条　乙は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、甲が提示、提出を求めた場合は、速やかに対応しなければならない。ただし、乙の機密に関する事項の場合はこの限りでない。

2　乙は、業務の履行に関して、甲と協議等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理し、甲に提出すること。

（業務書類等）

第 13 条　乙は、特記仕様書に定めるところにより運転・監視・保守点検、その他業務の履行に係る業務書類等を提出しなければならない。

2　乙は、特記仕様書に定めるところにより当該年度ごとに業務履行計画書を甲に提出しなければならない。尚、変更する必要が生じたときも速やかに提出しなければならない。

3　乙は、月間の業務履行に関する計画を特記仕様書に定めるところにより業務実施計画書を甲に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務実施計画書に添付して提出すること。業務実施計画を変更する必要が生じた場合は、その都度、甲と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

4　乙は前項の当該月の業務実施計画に基づき業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところによ

り、業務完了報告書を提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は業務完了報告書に添付して報告しなければならない。

5　乙は、当該年度の業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより業務完了報告書（年度版）を甲に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務完了報告書（年度版）に添付して提出しなければならない。

（安全教育及び訓練）

第 14 条　乙は、委託業務又はその運用に従事する者に対して、終末処理場等施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2　乙は、委託業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

3　乙は、大津市企業局下水道部が策定した下水道 BCP（地震編）に基づく訓練や消防法施行令に基づく防災訓練等に参加しなければならない。

（完成図書書類の閲覧）

第 15 条　乙は、業務の履行に必要な完成図書及びその他の資料の閲覧については、甲にその都度求めることができる。

2　閲覧は、原則当該業務履行場所とし、完成図書及びその他の資料については、業務履行場所以外への持出しを禁止する。

（貸与品等）

第 16 条　甲は、終末処理場等に保有する工具、安全対策器具、理化学器具などの物品等（業務履行期間開始時に残存する消耗品、薬品以下「貸与品等」という。）の全部又は一部を、必要に応じて履行期間の開始日以降に乙に貸与する。

2　乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、速やかに貸与品等の種類、数量等を明記した貸与品等借用願を甲に提出しなければならない。

3　乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　乙は、この契約が履行期間満了により終了した場合又は解除された場合若しくはその他甲が必要と認めるときは、直ちに貸与品等を甲に返還しなければならない。

5　乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失、若しくは毀損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に代品を納め、原状に復して返還し、損害を賠償しなければならない。

（施設の使用）

第 17 条　乙は、業務履行に必要な事務室、休憩室、湯沸室、浴室、工作室及び車両の保管場所等は、甲の許可を受けて履行期間中無償で使用できる。なお、使用期間中の管理責任は乙とする。

2　事務室等の使用に伴う光熱水費は、甲が負担するが、節約に努めなければならない。

3　乙は、乙の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、乙の責任において原状に復さなければならない。

（什器・備品並びに事務機器）

第 18 条　前条の施設で、乙が使用する什器、備品及び事務機器等については、乙が備えるものとし、業務履行に必要な事務用品は、乙の負担とする。

（従業員の服装、態度等）

第 19 条　乙は、従業員に清潔で作業に安全な服装をさせ、かつ名札等により乙の従業員であることを明らかにしなければならない。また、態度等についても第三者に指摘を受けないように教育しなければならない。

（整理整頓等）

第 20 条　乙は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心掛け、不要な物品等を整理、整頓し、清潔に努めなければならない。

（終末処理場等の一般管理）

第 21 条　乙は、下水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守するとともに業務の実施、終末処理場等施設の安全等について、充分注意を払わなければならない。

（業務の引継ぎ）

第 22 条　乙は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、契約締結日から履行期間開始日前日までの期間において、前受託者から業務の引継ぎ及び技術指導を受け、業務の遂行に支障をきたさないようにしなければならない。ただし、乙がこの引継ぎ及び技術指導を受けるに当たり必要となる費用は、乙の負担とする。

2　乙は、次期受託者の契約締結日から本履行期間満了日までの3ヶ月程度の期間において、次期受託者に対し業務の引継ぎ及び技術指導を行わなければならない。ただし、乙がこの引継ぎ及び技術指導を行うに当たり必要となる費用は、次期受託者の負担とする。

3　引継ぎに関する事項は、対象施設固有の運転及び維持管理上の留意点を把握できる内容とし、書面・図面・写真等により分かりやすい引継ぎ書を作成しなければならない。なお、引継ぎ書作成に当たっては、次の点に留意しなければならない。

（1）各施設設備の留意すべき特性や固有の状況

（2）通常時及び異常時の調節器及び各設備の設定状況

（3）特有の運転方法、運転上の特別な操作及び運用方法

(4)委託期間中に甲が発注した新設・更新・補修等工事の履歴及び乙が実施した修繕履歴

(5)その他特筆すべき事項

第2章　業務範囲及び業務内容

（業務範囲）

第23条　業務の概要は次のとおりとし、業務内容の詳細については特記仕様書に記載するものとする。

(1)終末処理場等の運転・監視業務

(2)終末処理場等の保守点検業務

(3)水質試験業務　(水質等測定分析業務の外部委託を含む)

(4)施設の警備業務

(5)衛生管理業務

(6)各種工業薬品・物品等の調達及び管理に関する業務

(7)植樹帯の管理業務

(8)廃棄物の収集運搬業務

(9)廃棄物等処分業務　(し渣、沈砂、終末処理場で発生する産業廃棄物及び事業系廃棄物等の処分)

(10)修繕業務　(修繕の範囲は、すべての対象施設において、設備等の経年劣化等に起因する機能不全又は故障及び偶発的な故障に対して行う機能回復のための修繕)

(11)流入渠清掃業務

(12)脱臭用吸着剤取替業務

(13)天井クレーン点検業務

(14)フロン使用機器点検業務

(15)危険物製造所等定期点検業務

(16)終末処理場等の植木等管理業務

(17)自家用電気工作物点検業務

(18)防災設備点検業務

(19)大津終末処理場の周辺道路・側溝、相模川等清掃業務

(20)大津終末処理場の見学の事前準備、補助及び見学者案内　(小学校、一般市民等)

(21)屋上公園管理業務

(22)図面スキャニング及びファイリング業務

(23)甲が発注する施設の新設・更新及び補修に関する調査・研究・施工に伴う補助業務及び甲が発注する工事、修繕及び施設を利用した外部との共同研究等に関する運転操作

(24)下水道管渠施設維持管理業務

(25)異常流入水その他の災害に係る緊急時の対応及び臨機の処置

(26)その他業務遂行上必要と認められる事項

（補修）

第 24 条　乙は、設備点検により発見した異常箇所又は故障の発生した破損箇所のうち、現場で補修可能な軽微なものについては補修し、作業終了後に写真等（施工前、施工中、完了時の状況が確認できるもの）を添付し甲に報告しなければならない。

2　電気設備の故障、破損等（以下「事故等」という。）が発生したときは、乙は必要に応じて移動用発電機を使用するとともに二次災害を防ぐため電力会社からの受電を止める措置を行い、電気主任技術者の指示に従って、現状の復旧にあたらなければならない。この場合、電気設備の安全が確保できるまでは、再受電を行ってはならない

3　前項に規定する移動用発電機の使用は、甲が所管する下水道施設のみとする。

（報告）

第 25 条　各業務の結果の報告内容については、別途協議して定めるものとする。

第3章　業務要領

（業務履行計画）

第 26 条　　終末処理場等に係る施設の維持管理業務は、特記仕様書に記載する施設の概要等を参考に業務履行計画を立案し、これに基づいて業務の履行を行うものとする。なお、業務履行計画は、次の各号に掲げる計画について立案するものとする。

(1)　運転・監視・保守点検業務計画

(2)　水質等試験業務計画

(3)　廃棄物の収集運搬業務計画

(4)　その他の業務計画

2　業務履行計画は、甲の承諾を受けるものとする。

3　業務履行計画を変更する必要が生じた場合は、甲と協議しなければならない。

（運転・監視・保守点検業務の要領）

第 27 条　乙は、業務の履行に必要とする関係法令、完成図書、取扱説明書等に定める運転方法及び業務履行計画書に基づき、総括責任者の指揮のもとに運転・監視・保守点検を適正に行わなければならない。また、終末処理場等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うものとする。

2　業務の対象範囲は、特記仕様書に記載するとおりとする。

3　乙は、業務実施計画書に基づき業務を確実に遂行するための体制をとること。

4　乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

5　業務の内容及び保守点検等の頻度は、特記仕様書に定めるものを除き、乙が自らの経験等により定

めること。

6 有資格者を必要とする業務は、有資格者を配置して行わなければならない。

7 乙は、設備機器の状態、保守点検結果について設備点検報告書に記録しなければならない。

(災害時)

第 28 条 乙は、災害時に二次災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、災害の拡大を未然に防止しなければならない。

(異常時の措置)

第 29 条 施設の運転・操作及び監視において異常を発見した場合は、甲に報告し、協議して対処しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

2 保守点検において、異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し適切な措置を講ずるとともに、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等(施工前、施工中、完了時の状況が確認できるもの)を添付し、報告しなければならない。施設の運営に重大な支障を及ぼす場合は、甲に連絡し、協議して対処すること。

3 乙が、想定流入水質の範囲を超える異常流入等の事実を確認した場合、甲及び乙は、以下の措置を講じるものとする。

(1) 乙は、要求水準の達成、未達成にかかわらず、すみやかに甲に報告する。

(2) 乙は、甲の情報に基づき、異常流入等の経路把握に努める。

(3) 要求水準の未達成が生じた場合、もしくはおそれが生じた場合、乙は甲と協議して改善措置を実施する。

「想定流入水質」 (mg/ℓ)

	BOD	COD	SS	T－N	T－P	pH
レンジ	60～200	40～120	50～180	16～35	1.5～5.0	6.8～7.6

(火災の予防)

第 30 条 乙は、施設の火災を未然に防止するため、各箇所に火元責任者を選任し、火気に細心の注意を払い、後始末を徹底させ、火災予防に万全を期さなければならない。

(盗難等の防止)

第 31 条 乙は、施設における各機器、備品等の盗難の防止及び各施設への侵入者の防止のため、充分監視に努め、場内を適宜巡視し、警備しなければならない。

(周辺対策)

第 32 条 乙は、特記仕様書第2条に定める業務履行場所の周辺住民からの苦情等に誠意をもって

応対するとともに、速やかにその内容を甲に報告し、対応策を甲と協議しなければならない。

（脱水汚泥運搬業務の要領）

第 33 条 脱水汚泥の積込み、運搬、処分施設への搬入の各作業において、臭気の飛散防止等、周辺環境に充分に配慮するとともに、対応可能な車両を使用すること。詳細は特記仕様書に記載するとおりである。

（その他の業務の要領）

第 34 条 その他の業務の要領（内容及び要求水準）は、特記仕様書に記載するとおりである。

（業務検査）

第 35 条 乙は、各月並びに各年度の履行終了時若しくは契約業務完了時に甲の業務検査を受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第 36 条 仕様書において、甲が乙に提出を義務付けている成果物が著作権法に規定する著作物又はデータベースに該当する場合は、乙は、当該著作権に係る乙の著作権を当該著作物等の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、前項に規定する著作物について、乙の承諾なしに公表し、又は改変することができる。

第4章 その他

（経費の負担）

第 37 条 乙が業務履行上で負担する経費は、乙が自らの業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持管理費等とし、それ以外は甲の負担とする。

2 第24条において、甲との協議により乙が補修工事等の復旧を行った場合、その内容が業務範囲外の時は、これに要した費用は甲の負担とする。

（賠償責任）

第 38 条 履行期間中に乙の責により生じた維持管理上の不備、誤操作等による機器等の破損及び故障等は、乙の負担において速やかに補修、改善または取替えにより解決を行うものとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥ならびに乙以外の者による運転管理上の不備、過失及び天災事変、不測の事故等による場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第 39 条　乙は、下表の業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、請け負わせてはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りではない。

業　務　内　容
終末処理場等の運転・監視業務（日常点検含む）
廃棄物の収集運搬業務
その他業務報告・事務業務

2　前項のただし書きの規定により、乙は、業務の一部を第三者に委託し、請け負わせようとする時は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。ただし、乙が軽微な部分を委託し、請け負わせようとする時は、この限りでない。

3　乙は、業務の一部を第三者に委託し、請け負わせた場合、事業者名と業務に従事する者の担当業務を明記した名簿を作成し、甲に提出しなければならない。また、甲は、乙に対して当該事業者に関する必要な事項の通知を請求することができる。

（業務の提案）

第 40 条　乙は、終末処理場等の業務履行に関して、仕様書で定める以外の効率的で効果的な技術的事項がある場合は、甲に業務の提案をすることができる。

2　乙が業務の提案を実施するときは、その内容等についてあらかじめ甲の承諾を得なければならない。実施した提案の内容等を変更する場合も同様とする。

3　業務の提案を実施することにより得られる受益は、乙のものとする。

4　甲は、乙が行う業務の提案について、終末処理場等の維持管理に障害が生ずるおそれがあると認めるときは、乙にその実施の取消を請求することができる。この場合、乙は、前項の受益の権利を放棄し、直ちに業務を従前に復帰しなければならない。

（雑則）

第 41 条　本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2　運転等に係る資料の提出を、甲が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

（疑義）

第 42 条　本仕様書に疑義を生じた場合又は、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲と乙で協議のうえ定めるものとする。

（危機管理）

第 43 条　災害等の外的要因及び重故障等の内的要因に基づくリスクである危機管理の事象については、そのリスク分担の基準を別紙1により定める。

2　乙は、日頃から大雨等流入水量の異常増大時への即応体制を整備することはもとより、天災・火災・設備重故障・有害物質等異常流入水等の非常時緊急体制を構築しておかなければならない。

3　乙は、災害時に備え、非常用自家発電設備の運転操作マニュアルを作成し、運転操作員が内容を熟知し、操作できるようにしておかなければならない。

4　乙は、災害時に備え、非常用自家発電設備の運転に要する燃料を常時燃料タンクの半分以上確保しておかなければならない。

（休日等の連絡）

第 44 条　乙は、甲の休日及び時間外に異常を発見した場合又は報告若しくは連絡すべきことがあった場合は、以下の内容について甲に連絡し、協議の上対処しなければならない。

(1)　発生・発見時刻、状況、対応の有無

(2)　措置、指示事項、その他

（減額要領）

第 45 条　乙は、下水道法施行令第13条に規定する維持管理に係る委託業務遂行中に故意もしくは過失により、次に掲げる事項が生じたときは、委託料を1，095で除した額に当該日数を乗じた額を減額するものとする。

(1) 下水道法施行令第12条に規定する水質試験の結果、放流水の水質が要求水準を超えたとき

(2) 脱水ケーキの含水率が要求水準を超えたとき

(3) 周辺環境に及ぼす重大な瑕疵があったとき

（賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更）

第 46 条　甲又は乙は、委託期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、委託期間の残期間が2月以上ある場合でなければこれを行うことができない。

3　甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残期間委託料と変動後残期間委託料との差額のうち変動前残期間委託料の1000分の15を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。

4　変動前残期間委託料及び変動後残期間委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合に

あっては、甲が定め、乙に通知する。

5 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前大津終末処理場本条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。

6 予期することのできない特別の事情により、委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。

7 前項の場合において、委託料の変更額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

（契約の解除及び履行保証）

第 47 条 乙の提供するサービスが、契約書等に定める水準を大幅に下回る場合若しくは乙の責に帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、甲は、乙に対し改善勧告を行い、一定期間内における改善策の提示及び実施を求めることができるものとし、乙が当該期間内に改善できなかった場合、甲は契約を解除できるものとする。

2 乙が、会社更生法の適用申請を行うなど財務状況の悪化に伴い、事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合、甲は契約を解除できるものとする。

3 第1項又は前項の規定により本契約が解除されたとき、乙は、甲が新規の維持管理体制を構築し引き継ぐまでの間（約1か月間）乙は責任を持って維持管理を継続するものとし、かかる費用、違約金、損害賠償等の詳細については別途協議し、覚書を取り交わすものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、乙は契約を解除することができるものとし、乙はこれにより生じた損害の賠償を請求できるものとする。

5 甲・乙双方の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否及び清算方法等詳細について別途協議を行うものとする。

（事業の実施状況の監視及び評価）

第 48 条 甲は、下水処理サービス等の履行状況確認のため、定期又は随時に書類及び現地調査による監視を実施する。

2 前項の監視結果に基づき、契約に定める下水処理サービスの水準を充足しないことが判明したときは、委託料等の減額を行うことがある。減額等の基準、方法等についてはその都度双方協議の上定めるものとする。

（事業実施におけるリスクマネジメント）

第 49 条 事業実施における終末処理場等施設について、その下水道管理者としての責任は甲にあるが、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として乙が負うものとする。ただし、

甲が責を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上甲が責任を負うものとする。

2 リスクの分担及びマネジメントについては、リスク分担表(別紙1)に基づきその程度や具体的内容について双方協議の上決定するものとする。

3 乙は業務を開始する前日までに、運転・維持管理業務の中で他人の生命、身体を害し、又は財物を損壊した場合に備え、次に掲げるてん補限度額を補償する賠償責任保険に加入しなければならない。なお、当該保険は、毎年更新しなければならない。

(1) 対人 : 1億円以上/1名又は1事故

(2) 対物 : 1億円以上/1事故

4 乙は、前項の規定により賠償責任保険に加入したときは、その保険の保証書又は証書の写しを甲に提出しなければならない。

5 甲は委託期間中、自らの負担で建物総合損害共済に加入している。

(個人情報取扱特記事項)

第 50 条 乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

8 乙は、この契約による個人情報を取扱う事務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

9 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、

甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

11　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、遵守させなければならない。

12　甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

13　甲は、乙がこの契約による事務に関して取扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

14　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

第 51 条　甲の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

(1)　乙は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他局発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(2)　乙は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、甲に報告するものとする。また、乙は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

(3)　乙は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、甲と協議するものとする。